

公 示

道路法第44条の2の規定により、道路法に違反する広告物、道路法に違反する放置物件を撤去、保管した。

平成28年9月23日

沖縄県南部土木事務所長 嶺井 秋夫

- 1 詳細については別紙「保管違法放置物件一覧表」のとおり
- 2 返還を受けるために必要な物
 - (1) 身分証明証等
 - (2) 印鑑
 - (3) その他、土木事務所長が必要と認める書類
(防犯登録カード等、放置物件の所有者本人と特定できるもの)
- 3 返還を受ける際に必要な手続き
 - ・ 受領書の提出
- 4 留意事項

道路法第44条の2第4項の規定に基づき、公示後3ヶ月以内に所有者へ返還できないときは、処分等を行う場合があります。

担当：維持管理班
電話：867-2941